



失踪宣告について

1 先月号で、「相続人の一人が行方不明・生死不明」なるタイトルで、相続人の一人が（一人でなくても一部でも）遺産分割に加わることができない場合の遺産分割について述べました。その中で、生死不明者について「失踪宣告」をするのも一方法と申しました（行方不明でも生死が判明している場合には失踪宣告はできない）。

今回は、失踪宣告について申し上げます。

2 失踪宣告は民法に定めがあります。民法第30条（＝§30）。

第30条第1項 不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる（第2項は戦地・沈没船舶・危難失踪。危難等失踪と総称。この場合の期間は1年 詳細省略）。

3 不在者（行方不明者）の生死が明らかでないとき、その者に関する法律関係を確定することができず、そのために残された者にも同じ不都合が生じます。そこで、不在者が一定期間生死不明の場合に不在者を死んだことにして、残された者だけで不在者を含む権利関係を確定させることができるようにする制度です。

4 不在者とは従来の住所・居所を去って容易に帰る見込みのない者。生死不明とは生きている証明も死んだ証明もできない場合をいいます。

5 生死不明の期間は7年間（危難等失踪は1年間）。生死不明期間7年間の始期（始まり）は不在者の生存を証明し得る最後の時点です。目撃者がいついつにどこどこで不在者に会ったという情報が生存を知る最後のものであるならば、他に情報がなければこの日が7年間の始期です。

6 家庭裁判所に対する利害関係人の請求が必要です。失踪宣告は、婚姻の解消、相続の開始など身分

関係、財産関係に重大な効果を生じさせるので、単なる法律上の「利害関係」というよりもっと重要な利害関係であるべきとされます。一般的には、配偶者、法定相続人、父母、親権者・後見人などは失踪宣告を請求することができる利害関係人としてよいでしょう。

7 失踪宣告の効力の発生は、失踪期間満了のとき（危難失踪の場合は危難が去ったとき）死亡したものとみなされます（民§31）。

普通失踪（危難失踪でない普通の失踪。7年間の失踪）の場合、例えば、平成10年9月1日が最後の生存についての情報、平成19年10月に失踪宣告の請求、平成20年8月10日失踪宣告の審判がなされた場合、失踪期間7年は平成17年9月1日午後12時で満了するから、失踪宣告の効力はこの時点で発生します。

8 失踪宣告の効力とは死亡したものとみなされること、もっと率直に言えば死亡とされることです。残された財産があれば相続が開始し、婚姻が消滅して配偶者は婚姻（再婚）することができるようになります。戸籍には、失踪宣告と死亡したとみなされる年月日か記載されます。

9 失踪宣告の取消（民§32）

失踪者が生存することまたは失踪宣告により死亡とされた時（年月日）と異なるときに死亡した証明があると、家庭裁判所は、当の本人または利害関係人の請求により失踪宣告を取り消さなければならないとされます。ただし、失踪宣告の後失踪宣告後取消までの間に善意でした行為には影響を及ぼさないとされます。失踪宣告により善意で財産を得た者は現に利益を受けている限度で財産を返還する義務を負います。身分関係では、失踪宣告後取消前の再婚につき、再婚の両者が善意の場合再婚が解消され失踪者との前婚復活することはないが、再婚の両者または一方が悪意（失踪宣告が取り消されるべきことを知っている）の場合は説が分かれるようです。